

奈良県教育委員会教育長訓令第五号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 富岡 将人

第六条第二項中「保健体育課長」を「教職員課長」に改める。

第十七条中「保健体育課」を「教職員課」に改める。